

令和6年10月18日

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構認証
福祉サービス第三者評価機関 代表者 様

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

保育所等における「安全計画」の福祉サービス第三者評価での取扱いについて（通知）

厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の規定による「設備運営基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、令和5年4月1日より保育所等における「安全計画」の策定が義務付けられています。

このことに関し、福祉サービス第三者評価における「安全計画」の取扱いを以下のとおりといたします。

なお、本件の取扱いにつきましては、全国社会福祉協議会に確認しておりますことを申し添えます。

- ・安全計画策定の有無については行政監査の対象項目であるため、福祉サービス第三者評価の対象には含めません。
- ・そのため保育分野における共通評価項目 37 Ⅲ-1-(5)-①「安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている」については、安全計画の策定状況に関する評価を行う必要はありません。
- ・当該評価項目については現行ガイドラインの記載に従い評価を行ってください。
なお、当該項目に係る各種取り組みのうち、安全計画に基づき実施されているものについては、その取り組みの根拠となる書面として安全計画の内容を確認のうえ、評価を行ってください。

【事務担当】

福祉サービス推進部

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

TEL 045-290-7432